

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 5 月 1 日に厚生年金保険の任意継続加入期間が満了するので国民年金の加入手続をした。年金は優先して払うことにしており、保険料は前納していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と比較的短期間であり、申立期間後は保険料が納付済みとなっているほか、申立期間の直前には、約 7 年にわたって厚生年金保険の任意継続被保険者となっているなど、年金についての申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間について納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料を一括納付した場合の金額とおおむね一致しており、申立人の供述に不自然さは無い。

さらに、A 市が保管する国民年金被保険者名簿において、資格取得に係る処理日が昭和 63 年 4 月 27 日と記載されていること、及び国民年金手帳記号番号が同月ごろに払い出されていることから、申立人はこのころに加入手続を行い、申立期間の保険料を一括して納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から42年2月まで
昭和41年9月から42年2月までの国民年金保険料は年金手帳に検認印があるとおりに納付しているが、誤って還付されたので、納付済期間として記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年3月19日に国民年金に加入して以降、42年12月までの国民年金保険料を継続して納付していたところ、途中で2つの厚生年金保険加入期間（昭和41年2月20日から同年9月26日までの期間及び42年3月14日から44年3月11日までの期間）が判明したため、国民年金保険料の還付が行われ、その際、2つの厚生年金保険加入期間には含まれた申立期間の国民年金保険料についても、誤って還付された結果、申立期間が未納とされたものであり、申立人が国民年金に加入する意思を有していたことは明らかである。

また、申立期間については、社会保険庁の記録上、国民年金の被保険者となっており、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年9月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

国民年金保険料は、加入してから農協の普通貯金から口座振替により納付してきたので、昭和60年度分だけ未納となっていることは絶対にあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて国民年金保険料を納付していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人が国民年金の保険料を口座振替で納付してきたことは、A農協B支店の取引記録から確認できるところ、残高不足により振替不能が生じた場合でも、社会保険庁のオンライン記録及びC市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、後日納付書により納付されていることが確認できることから、申立期間の9か月分のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年9月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

国民年金保険料は、加入してから農協の普通貯金から口座振替により納付してきたので、昭和60年度分だけ未納となっていることは絶対にあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて国民年金保険料を納付していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人が国民年金の保険料を口座振替で納付してきたことは、A農協B支店の取引記録から確認できるところ、残高不足により振替不能が生じた場合でも、社会保険庁のオンライン記録及びC市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、後日納付書により納付されていることが確認できることから、申立期間の9か月分のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から50年10月まで

申立期間当時、夫はA社に勤めていたが、国民年金保険料は夫の給料で3か月に1度、妻である私が納付していた。納付場所はB市C支所で、納付書はピンク色だったと記憶している。

当時家計が苦しい中、納めるべきもの（国民健康保険料や国民年金保険料）は、必ず期限までに納めていたので、未納となっていることに納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の保険料をピンク色の納付書にて納付していたと記憶しているところ、B市の回答から判断すると、申立人が昭和50年度の納付書について白地に赤の一色刷りをピンク色と記憶している可能性があるが、49年度以前の納付書の色については申立人の主張と相違する。

また、申立人の妻に係る国民年金の加入及び納付状況をみると、申立期間のうち、昭和50年4月から同年10月までの保険料は納付済みとなっているが、昭和49年度以前については未加入となっている。

さらに、B市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、夫婦共に昭和50年度の欄には「納発」のスタンプが押されており、納付書が発行されたことがうかがえる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和50年11月に払い出されながら、申立人の分の現年度保険料が納付されていないのは不自然で

あるが、一方で申立人の上記手帳記号番号では、申立期間のうち、一部の保険料については、時効のため納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月24日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会申出書を提出したところ、申立期間が未加入になっている旨の回答がありました。

私は、昭和27年4月21日にA社に入社し、退職により52年4月21日に資格を喪失するまで、継続して同社に勤務していたので厚生年金保険にも加入していたはずですが、申立期間は、B出張所から本社へ転勤した時期ですが、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管している人事記録カード及び申立人の申立内容から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和30年3月24日に同社B出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年4月のA社本社に係る社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月8日から13年3月30日まで
平成11年12月8日から13年3月30日までA社に勤務した期間の標準報酬月額が当時の給与と合っていないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び源泉徴収票から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成11年12月から13年2月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日及び同年12月10日の標準賞与額を、それぞれ28万3,000円及び30万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日

平成17年6月30日及び同年12月10日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日及び同年12月10日に、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は28万3,000円、申立期間②は30万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日の標準賞与額を、それぞれ33万3,000円、36万3,000円及び34万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月30日

平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日、同年12月10日及び18年6月30日に、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は33万3,000円、申立期間②は36万3,000円、申立期間③は34万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成17年6月30日の標準賞与額を29万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

平成17年6月30日に支給のあった賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、保険料として納付されていない状態である。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、平成17年6月30日に、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細一覧表における厚生年金保険料控除額から、29万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年5月27日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を19年10月1日、資格喪失日に係る記録を21年5月27日とし、当該期間の標準報酬月額を19年10月から21年3月までは80円、同年4月は240円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和21年5月27日から同年6月1日までの厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を21年5月27日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を240円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年6月1日まで

私は、昭和16年4月にA社B支店に入社し、18年12月に当該事業所在籍のまま兵役に徴集され、21年5月に帰還した。その後、53年9月までA社各支店で勤務しているが、社会保険事務所にA社B支店における厚生年金保険加入記録を照会したところ、19年10月1日から21年6月1日までの兵役に徴集されていた期間は未加入であるとの回答であった。

兵役に徴集されていた期間についても家族に対して事業所から給与が支給されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る「職員原簿」に「採用：昭和16年4月1日」、「停年：53年9月27日」との記載があることから、申立人が申立

期間において当該事業所に在籍していたことが確認できる。

また、C県担当課が発行する「履歴書」及び上記「職員原簿」によると、申立人が、昭和18年12月5日に陸軍に「臨時召集により応召」し、21年5月27日に「復員」したことが確認できる。一方、社会保険事務所の記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険加入記録は確認することができない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年5月27日までの期間については、陸軍に召集されていた期間であるため、当該期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難く、同社においてほぼ同時期に召集されていた同僚には厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年5月27日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された同年代の同僚の記録から、昭和19年10月から21年3月までを80円、同年4月を240円とすることが必要である。

他方、申立期間のうち、昭和21年5月27日から同年6月1日までの期間については、上記の「職員原簿」及び同僚の被保険者記録から判断すると、申立人が当該期間にA社B支店に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された同年代の同僚の記録から、240円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 6 月まで

私は、社会保険事務所に照会したところ、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。親と一緒に地区の班長さんを通して納税組合に納付したのに、私の保険料のみ納まっていないということに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとしている申立人の父は既に亡くなっており、納付の状況を聞くことができない上、A 市では、申立期間の納税組合に関する資料は残っていないとしている。

さらに、A 市が保管する国民年金被保険者名簿では、昭和 50 年 7 月 5 日に資格を取得したことが記載されているとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで
申立期間の国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、申請免除期間であるとの回答をもらった。

私は、平成7年5月から8年3月までの11 か月は申請免除を受けていたが、それ以前は免除という制度があることさえ知らなかったし、自分で手続した記憶も全く無いことから、申立期間が申請免除期間となっていることに納得できない。

したがって、申立期間の保険料については、納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、平成元年10月23日に払い出されていることが確認できることから、このころに国民年金に加入したものと推認されるとともに、申立人の当時の保険料納付状況をみると、申立期間直前の平成元年4月の国民年金保険料を同年10月31日に、同年5月の分を同年11月27日に、同年6月の分を同年12月26日に、同年7月の分を2年1月30日に納付していることが確認できることから、国民年金加入手続時に申請免除手続を行い、免除に該当しなかった当該期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

また、申立人は、納付書により金融機関で保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の事務処理から、長期間にわたり納付記録が欠落していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 53 年 8 月までの期間及び 57 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 53 年 8 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

申立期間①は、前の会社を退社してから次の会社に入社するまでの期間で、会社を退社したら国民年金に加入しなければならないと考えていたので、当然、国民年金に加入したはずである。

申立期間②の前後は国民年金に加入しており、申立期間②だけ納付が途切れるはずがなく、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が初めて国民年金の資格を取得したのは昭和 55 年 1 月 26 日であり、申立期間①は、未加入期間となることから、当時、申立期間①に係る納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 55 年 3 月 3 日であることが確認できることから、申立期間①は任意加入期間に該当することから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点ではさかのぼって保険料を納付できない期間であり、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、社会保険庁の記録だけでなく、A市が保管する前述の国民年金被保険者名簿にも、昭和 57 年 7 月 1 日に申立人が資格を喪失したとの記録があるほか、当該資格喪失について同年 11 月 29 日に届出が行われ、翌 30 日に電算入力が行われたことを示す記載が確認できることから、行政側では、申立人が資格を喪失したものと取り扱っていたものと考えられ、同年 7 月以降に係る保険料の納付は行えなかった

と考えられる。

加えて、申立人及びその夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 4 年 4 月までの期間及び同年 7 月から 6 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 4 月まで
② 平成 4 年 7 月から 6 年 9 月まで

私は、夫が共済組合に加入していたが、自分の将来のためにと国民年金に加入した。

私は、第 3 号被保険者のこともよく知らなかったし、納付しなくてもいいことも知らなかったので、申立期間についても年度初めに区役所から国民年金の納付書が送付されてきたので納付していた。申立期間の保険料を返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿、電子データ）によれば、申立人は昭和 52 年 2 月 7 日に B 区において任意加入により国民年金の資格を取得していることが確認できるが、その際に付された国民年金手帳記号番号のほかに申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の資格取得及び資格喪失の記録は、上記年金手帳、被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、オンライン記録によれば、申立人の元夫の国民年金の資格取得及び資格喪失の記録並びに保険料の納付状況も申立人の記録と一致していることから、その処理は適正に行われていたと考えられる。

さらに、申立人は申立期間について国民年金の納付書が送付されてきた旨主張するが、申立人の元夫は、申立期間①は共済組合、申立期間②は厚生年金保険に加入しており、申立人は第 3 号被保険者となることから、申立期間当時に住んでいた A 市及び C 市から申立人に申立期間の納付書が発行されていたとは考え難く、申立人のこの主張は一般的な取扱いと相違し

ていて不自然さが見受けられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年12月まで
昭和45年1月ごろ、社会保険事務所の職員が自宅に来て、42年1月から年金に加入していないと言われたため、そのときに加入して同年1月から44年12月までの3年間の国民年金保険料7,200円を納付し領収書を受け取った。領収書は現在持っていないが、間違いなく納付したので未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和45年1月ごろに申立期間に係る3年分の保険料として7,200円を納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、46年7月31日に払い出されていることが確認でき、45年1月ごろは、国民年金に未加入の期間であり保険料を納付することはできない上、手帳記号番号払出日の時点でも申立期間の一部については時効により納付できない期間である。

さらに、申立人について別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間である3年分の保険料をまとめて納付するには特例納付が考えられるが、その場合の保険料は申立人が納付したと主張する金額とは相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

私は、国民年金の保険料の納付については、町役場から送られてきた納付用紙で、税金を納める時に、一緒に納めてきたことを覚えています。年2回、8月と12月にまとめて納めました。申立期間も同様に納付してきたことを覚えています。

残念ながら、証明するものはありませんが、申立期間を納付した期間として認めていただきますよう、お願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の保険料を納付していたとしている申立人の妻に聴取しても、具体的な納付方法等に関する記憶が定かでなく、夫婦一緒に保険料を納付していた状況はうかがえない。

加えて、申立人及びその妻は、申立期間以外にも複数の未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 4 日から同年 7 月 5 日まで
私は、A社で勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間としての加入記録は昭和 46 年 1 月 18 日から 50 年 4 月 4 日までとなっているので、申立期間についても調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の資格喪失年月日が昭和 50 年 4 月 4 日と記載されているほか、雇用保険の記録においても、当該事業所における離職日が同日と記録されている。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間について申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が無い。

さらに、申立人の元同僚 3 名は、申立人が当該事業所で勤務していたとしているが、具体的な勤務期間は不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月から同年 6 月まで
② 昭和 30 年 7 月から 32 年 4 月まで
③ 昭和 32 年 5 月から 34 年 2 月まで
④ 昭和 34 年 4 月から 36 年 5 月まで

申立期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答をもらった。

私は、申立期間に勤務していた事業所の名称、所在地及び事業主等を記憶しており、同僚等との集合写真及び警察からの感謝状を所持している。

子供のころから歯が弱く、治療のために健康保険証を使用していたことも記憶している。

厚生年金保険料が控除されていたかどうかは記憶が無く、証明するのは特に所持していないが、働いていたのは確かなので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が具体的に記憶している事業所の所在地及び事業主名、現在の事業主の証言、申立人が所持している警察の感謝状並びに集合写真等から、申立てに係るすべての事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は同僚等の氏名について、当時は姓名の一部を取った愛称で呼び合っていたことから、正確な氏名を記憶しておらず、同僚から話を

聞くことができない。

さらに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間①については、申立てに係る事業所の現在の事業主は「昭和30年代の資料は残っておらず、当時の経営者も既に亡くなっているため不明です。」と回答をしていることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管している申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②については、申立てに係る事業所の現在の事業主は「当時から社員3人から5人ぐらいの小さい会社なので厚生年金保険には加入しておらず、今でも加入していない。」と回答しているほか、申立てに係る事業所名及び類似の名称について社会保険庁のオンライン記録で検索を行ったが、申立てに係る事業所と思われる事業所名は見当たらなかった。

申立期間③については、申立てに係る事業所の当時の事業主の配偶者は「夫が自営業をしていたが、平成14年か15年ごろに廃業し、夫も亡くなっているため何も分からない。」と証言しているほか、申立てに係る事業所名及び類似の名称について社会保険庁のオンライン記録で検索を行ったが、申立てに係る事業所と思われる事業所名は見当たらなかった。

申立期間④については、申立てに係る事業所の現在の事業主は「当時から従業員も少なく厚生年金保険に加入しておらず、今でも加入していない。」と回答しているほか、申立てに係る事業所及び類似の名称について社会保険庁のオンライン記録で検索を行ったが、申立てに係る事業所と思われる事業所名は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 1 月ごろまで
② 昭和 21 年 1 月ごろから同年 3 月 2 日まで
③ 昭和 23 年ごろから 39 年まで

昭和 20 年から 21 年にかけて、A 社及び B 社で働き、B 社を辞めた後は C 社で 2 か月ほど働いたが、当時のことは余り覚えていない。

昭和 23 年ごろから 39 年までは、D 社 E 出張所 F 詰所に勤務したが、冬の雪が多いときは失業保険金をもらったり、他の現場でも働いた。F 詰所にいた当時は、厚生年金保険料を給料から差し引いていると口頭で言われていた。

社会保険事務所から、申立期間における加入記録は見当たりませんとの回答があったが、いずれもしっかりした会社であり厚生年金保険に加入していたと思うので、これらの期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務したと述べている A 社、B 社のいずれも厚生年金保険の適用事業所となっていないため、申立てに係る事業所の一つとみられる A 社の類似名称の G 社について、社会保険事務所が保管している健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、同じく申立てに係る事業所の一つとみられる B 社の類似名称の H 社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 23 年 5 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

さらに、H 社（後に、I 社に名称変更）の事業を承継した J 社（既に解散し、現在清算中。）及び I 社から分離して設立した K 社の事業を承継した L 社のいずれにも、申立期間当時の資料は保存されていない。

加えて、申立人がA社勤務当時の営業所長と述べている者は、申立期間当時、G社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、既に亡くなっており、また、B社勤務当時の同僚と述べている者は、社会保険庁の記録では確認できず、同僚等から当時の状況を聴取することができない。

申立期間②については、申立てに係る事業所とみられるC社（現在は、M社）が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和26年2月1日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

また、M社には、申立期間当時の資料は保存されていない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、同僚等から当時の状況を聴取することができない。

申立期間③については、D社E出張所の従業員の昭和38年までの厚生年金保険加入記録を保管している同社N支店及び同じく39年以降の記録を保管している同社O支店では、N支店が保管している23年から38年までの期間の「厚生年金被保険者名簿」並びにO支店が保管している39年の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の控えを確認したが、申立人の氏名は見当たらないと回答している。

また、申立人は、「冬、雪が多くて仕事ができないときは失業保険金をもらっていたこともあった。」と述べており、社会保険庁の記録によれば当該申立期間のうち41か月は国民年金に加入しているものの、保険料は全期間未納となっている。

さらに、申立人が、D社E出張所長をしていたと述べている者は同社N支店及びO支店において、また、申立てに係る事業所のF詰所で会計をしていたと述べている者は同社N支店において、申立期間当時、それぞれ被保険者資格を取得しているが、両者は既に亡くなっており、同僚等から当時の状況を聴取することができない上、D社が加入している健康保険組合には、申立期間当時の資料は保存されていない。

加えて、社会保険事務所が保管しているD社N支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社O支店の被保険者原票を確認したが、いずれも申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、すべての申立期間において、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月ごろから平成元年 7 月 1 日まで
A 社（勤務地は、B 事業所）に勤務した期間の厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会したところ、平成元年 7 月 1 日資格取得となっており、申立期間は加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

A 社には、10 年間は勤務したので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、B 事業所に勤務していたことは、同僚の証言から推認することができる。

しかしながら、申立人の当時の上司及び同僚は、当該事業所が開業したのは、昭和 59 年 5 月ごろであると証言している。

また、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚は、「勤務して 5、6 年後に厚生年金保険に加入した。」と証言しており、当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったものと推測される。

さらに、当該同僚について社会保険庁の記録を確認したところ、申立期間については国民年金に加入し保険料も納付済みとなっている上、申立人自身は、昭和 62 年 8 月から 63 年 2 月までの期間は国民年金第 3 号被保険者となっており、同年 7 月から平成元年 6 月までの期間は国民年金保険料を納付済みとなっている。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立人の資格取得日は平成元年 7 月 1 日となっており、社会保険庁の厚生年金保険の資格取得日の記録

と一致する。

このほか、当該事業所は既に解散（全喪）しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。